



みのりの多い2学期に！

この夏、甲子園で開催された高校野球は入場者に制限を設けなかったで行われました。各都道府県を代表する高校球児の活躍を見るために、テレビにくぎ付けになられた方も少なくないと思います。高校球児たちが最後まで諦めずに全力でプレーに打ち込む姿や、その活躍を支え応援する周囲の人々との絆は、見ている私たちに感動と勇気を与えてくれたのではないのでしょうか。

さて、2学期は、運動会と音楽会をはじめ、修学旅行や校外学習など様々な行事が予定されています。行事を通して子供たちは成長すると言われています。本番や当日だけでなく、その過程にも目を向けて、子供たちのがんばりを認め、励ましていきたいと思います。ただ、新型コロナウイルス感染症の防止対策のため、多くの部分で制約があり、簡素化・縮小せざるを得ません。また、今後の感染状況によっては中止または延期、内容を変更する可能性があります。予めご了承ください。

夏休みを終えた子供たちは、学校の生活リズムにのるまでに少し時間がかかりそうです。子供一人一人にきめ細かくかわかることを大切にして、同時に新型コロナウイルス感染拡大防止、熱中症防止のための対策をとりながら2学期も教職員一同力を合わせて取り組みます。今学期も変わらぬご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。



9月の行事予定



日付	行 事	保健関係	PTA・地域関係
1(木)	2学期始業式 夏休み自由研究作品展 9:00~17:00		
2(金)	給食開始		
3(土)			
4(日)			
5(月)	全校朝会 教育実習開始(~10/4) 銀行振替(1回目)		図書ボランティア
6(火)	授業参観 5H		
7(水)	全体練習① クラブ活動		
8(木)			
9(金)			のびのびひろば
10(土)			
11(日)			
12(月)	全校朝会		図書ボランティア
13(火)	5,6年 係児童打合① 6H		
14(水)	全体練習②		
15(木)			
16(金)	運動会下見会	側弯視触診(対象者のみ)	のびのびひろば
17(土)			
18(日)			
19(月)	敬老の日		
20(火)	全校朝会 5,6年 係児童打合② 6H		おはなしいすき
21(水)	全体練習③ 委員会活動		
22(木)	前日準備 6H		
23(金)			
24(土)	運動会		
25(日)	運動会予備日		
26(月)	代休		
27(火)	全校朝会 銀行振替(2回目)	1,2年 視力検査	
28(水)	児童集会	3,4年 視力検査	
29(木)		5,6年 視力検査	
30(金)			のびのびひろば

【10月の主な行事予定】

12日(水) 1年 心臓検診
13日(木) 4年 バンドー 青少年科学館見学
5年 灘浜サイエンススクエア見学

18日(火) あおぞら 長田区なかよし交流会
22日(土) 6年 神戸市陸上記録会

【授業参観について】 9月6日(火) 14:00~14:45

- ・教室内での密を避けるために、参観いただけるのは、各家庭1名(未就学児は除く)とさせていただきます。
- ・家庭科室にて「夏休み自由研究作品展」も開催しております。

※詳しくは、7月配布しました手紙をご覧ください。



児童虐待について

児童虐待については、児童相談所への相談件数が年々増加の一途をたどっていること、重大な児童虐待事件があとを絶たないことなど、依然として深刻な社会問題となっています。

「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、学校及び教職員に対しては、日頃から子供たちに接する立場及び子供への教育にあたる機関としての立場から、児童虐待の防止等のために適切な役割を果たすよう、早期発見の努力義務や関係機関への通告義務などの役割が課せられています。一方で、通告をしたために学校と保護者との間に溝ができてしまったという事例も報告されています。

しかし、一番に大事にしなければならないのは「子供の命」です。本校におきましても児童虐待について早期の発見に努め、状況によっては長田区子ども家庭支援室や神戸市こども家庭センター、所轄警察署、教育委員会事務局等と連携（通告・相談）していきます。ご理解とご協力をお願いします。

【参考資料】

○児童虐待とは…

「児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）」では、児童とは「18才未満の人」と定められており、「保護者」が児童に対して以下の行為を行うことを「虐待」としています。

①身体的虐待

身体的な苦痛を与えたり、けがややけどなどをさせたり、命が危うくなるような暴行を加えたりする行為。

②性的虐待

子供を性的興味の対象としていたずらをしたり、性器や性的行為を見せたり、性的関係を強要したりするなどの行為。

③ネグレクト（養育の放棄・保護の怠慢）

適切な衣食住の世話をしないで子供を放置する、病気なのに医療機関を受診させない、車に放置したままにする、学校に行かせない、不潔な状態にしておくなどの行為。

④心理的虐待

言葉による脅かし、無理な要求、無視や拒否の態度で子供の自尊心を傷つけたり、限度を超えたしつけをしたりするなど、不安やおびえを引き起こさせる行為。また、配偶者間暴力は子供の不安やおびえを引き起こさせる行為として、その児童は虐待を受けたことになります。

児童虐待防止法 第5条

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

児童虐待防止法 第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見したものは、速やかにこれらを市町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所または児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所に通告しなければならない。